

郡山市歯周疾患検診実施要領

平成9年6月1日制定
平成16年10月1日一部改正
平成20年5月1日一部改正
平成24年5月1日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
[保健福祉部地域保健課]

(目的)

第1条 成人期にある市民に対して歯科検診診査（以下「検診」という。）を実施し、歯科疾患の予防及び早期発見・早期治療の勧奨を行うことにより、「歯と歯ぐきの健康づくり」を推進し、市民の健康保持・増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 検診対象者は、郡山市に住所を有し、年度内に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳に達する者とする。

(実施方法)

第3条 郡山市は、「郡山市健康診査のお知らせ」及び広報等により対象者に周知し、受託医療機関は、受診者が持参した「郡山市健康診査のお知らせ」及び保険証等により年齢を確認の上、「歯周疾患検診票」により検診を実施する。

(実施期間等)

第4条 実施期間及び日程については、別に定めるものとする。

(検診項目)

第5条 検診項目は、次のとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 口腔内診査
- (3) 歯周組織の状態
- (4) 補綴状況（義歯の機能状態等）
- (5) 検診結果の説明
- (6) 検診結果に基づく歯科保健指導

(結果報告)

第6条 実施医療機関の担当医は、受診者に対し「歯周疾患検診票」により検診結果を報告するとともに、「歯周疾患検診票」及び「歯周疾患検診委託料請求内訳書」により郡山市へ報告するものとする。

(自己負担金の免除)

第7条 自己負担金は無料とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、歯周疾患検診の実施に関し必要な事項については、その都度定めるものとする

(附 則)

この要領は平成9年6月1日から施行する。

(附 則)

この要領は平成16年10月1日から施行する。

(附 則)

この要領は平成20年5月1日から施行する。

(附 則)

この要領は平成24年5月1日から施行する。

(附 則)

この要領は平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は平成27年4月1日から施行する。